

運 営 規 程

おおつかの郷通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人田中会が開設する介護老人保健施設おおつかの郷において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。

2 通所リハビリテーションの提供にあつては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。但し、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成するものとする。又、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

3 事業者は、当該通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション等への紹介その他必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携につとめるものとする。

5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設おおつかの郷通所リハビリテーション事業所__
- (2) 開設年月日 平成7年5月26日
- (3) 所在地 菊池郡大津町陣内1165
- (4) 電話番号 096-294-1500 FAX 番号096-294-0478

- (5) 管理者名 田中 素美
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（4352680039号）

（従業者の職種、員数、従業者の職務内容）

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 2名
- (2) 看護職員 1名以上
- (3) 介護職員 6名以上
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1名以上(常勤の兼務)
 - ・作業療法士 1名以上(常勤の兼務及び非常勤の兼務)
 - ・言語聴覚士 1名以上(常勤の兼務)
- (5) 栄養士又は管理栄養士
 - ・管理栄養士 1名以上
- (6) 介護支援専門員 1名以上

2 当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 支援相談員は、利用者及びその家族、居宅の介護支援専門員の相談に適切に応じると共に、通所リハビリテーションの利用にあたっての手続き等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。（祝祭日を含む）
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする
- (3) サービス提供時間
 - 午前8時30分から午後5時30分まで
 - 延長対応可能な時間 午後5時30分から6時30分まで

（利用定員）

第6条 通所リハビリテーションの利用定員数は1日60名以内とする。

(事業の内容)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下とおりとす。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日常生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、mm、dその他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける

第9条 サービスの利用に当たっては、利用申込み者又はその家族に対し、重要事項を記した文書交付して説明を行い、利用申込み者の同意を得る。

- 2 利用者は、器具・機材を利用する際は、あらかじめ定められた利用方法により適切に行い利用者が制限されている器具・機材の利用に際しては、従業者の許可を得なければならない。又、従業者以外入退室が制限されている設備の利用については、従業者の許可を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、熊本市、菊陽町、大津町、合志市、菊池市、西原村の地域とする。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 当事業所職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また当事業所職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、当事業所職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を当事業所職員との雇用計画の内容とする。なお当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の

個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 苦情処理の担当者及び連絡先は、次の通りとする。

担当窓口 ・ 支援相談員
・ リスクマネジャー

連絡先 Tel 096-294-1500

- 3 苦情処理の方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者等に対する事実確認を行う。
- (2) 苦情に対する内部検討を行う。
- (3) 苦情を受けた日から3日以内に利用者等に対する検討結果の説明を行う。
- (4) 苦情内容、処理結果を台帳に記載し、再発の防止に役立てる。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に際しての必要な具体的な計画の策定、非難、救出訓練の実施等に関する事項は、おつかの郷が別に規定する消防計画書に準ずる。

- 2 当事業所が別に規定する防災訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指

針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする

(勤務体制の確保)

第20条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人田中会の就業規則による。

(職員の服務規律)

第21条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第22条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認

知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康管理)

第23条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(その他)

第24条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人田中会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

2 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

この規定は、平成21年4月1日より実施する。

この規定は、平成25年4月1日より改訂する。

この規定は、平成27年8月1日より改訂する。（第8条1項負担額割合の変更）

この規定は、平成29年1月1日より改訂する。（第8条4項食費の変更）

この規定は、平成30年4月1日より改訂する。（第4条（1）介護職員数の変更）
（第6条 利用定員の変更）

この規定は、令和元年10月1日より改訂する。（第8条3項食費の変更）

この規定は、令和4年11月1日より改定する。（第13条虐待防止の追加）

この規定は、令和6年4月1日より改定する。（第11条身体拘束の追加）
（第18条業務継続計画の策定等追加）
（第19条職員の服務規律の追加）
（第20条職員の質の確保の追加）
（第21条職員の健康管理の追加）